

会則

(名称)

第1条 この会は、 _____ (以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、本会は、 _____ に置く。

(目的)

第3条

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

(1) _____

(2) _____

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を _____ に提出し、承認を得るものとする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、退会届を _____ に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(総会)

第8条 本会の総会は、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会開催することができるものとする。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

- 3 本会の会議は、会長が召集する。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 本会の会議は、 分の 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、 月 日から翌年の 月 日までとする。
(委任)

第10条 この会則に定めのない事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。